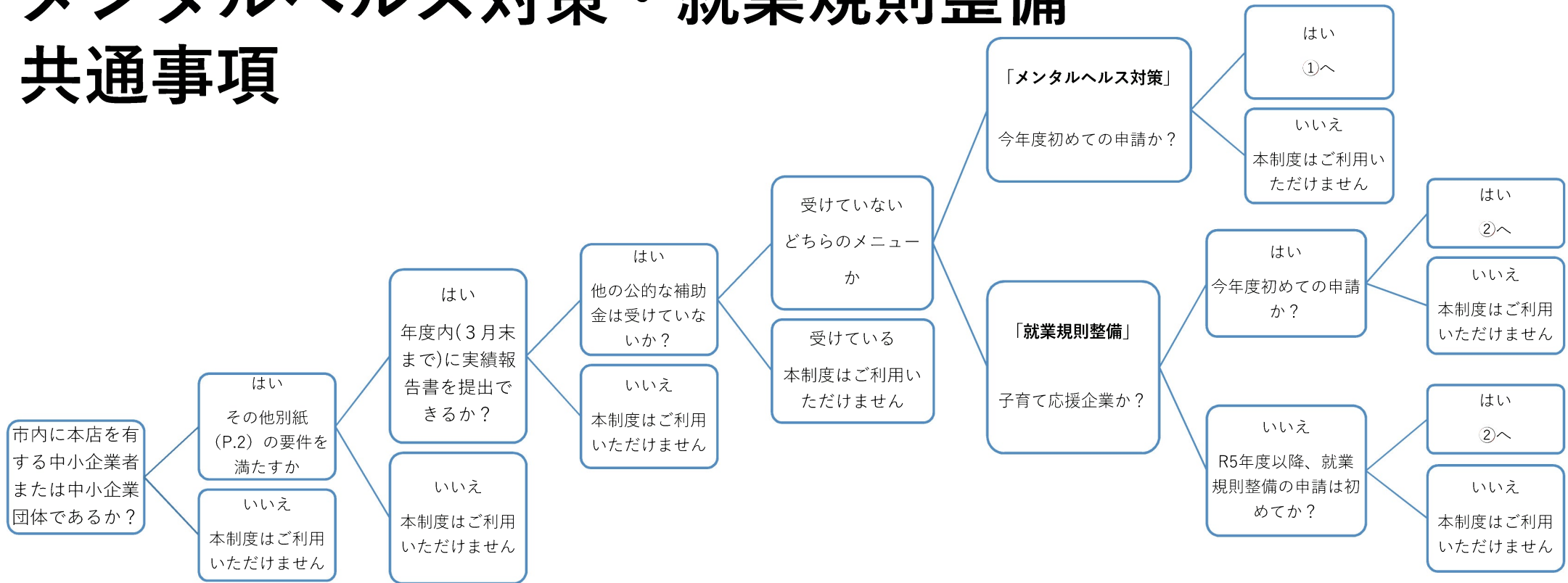


令和7年度 メンタルヘルス対策・就業規則整備 共通事項

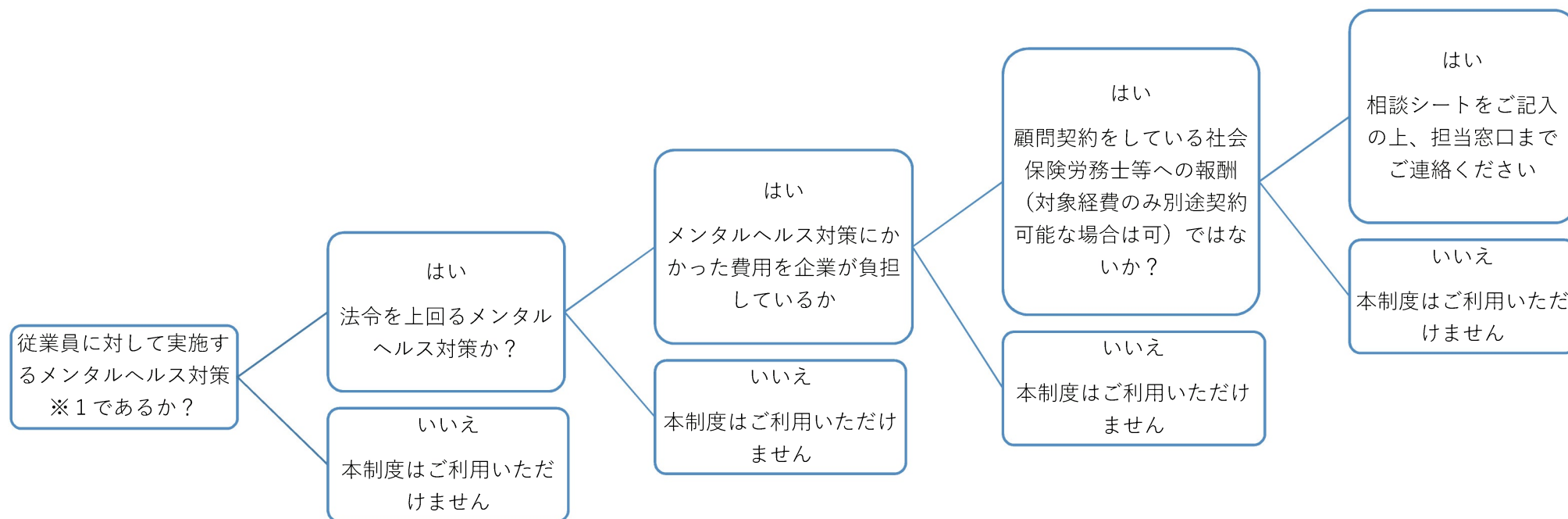


別紙

- (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

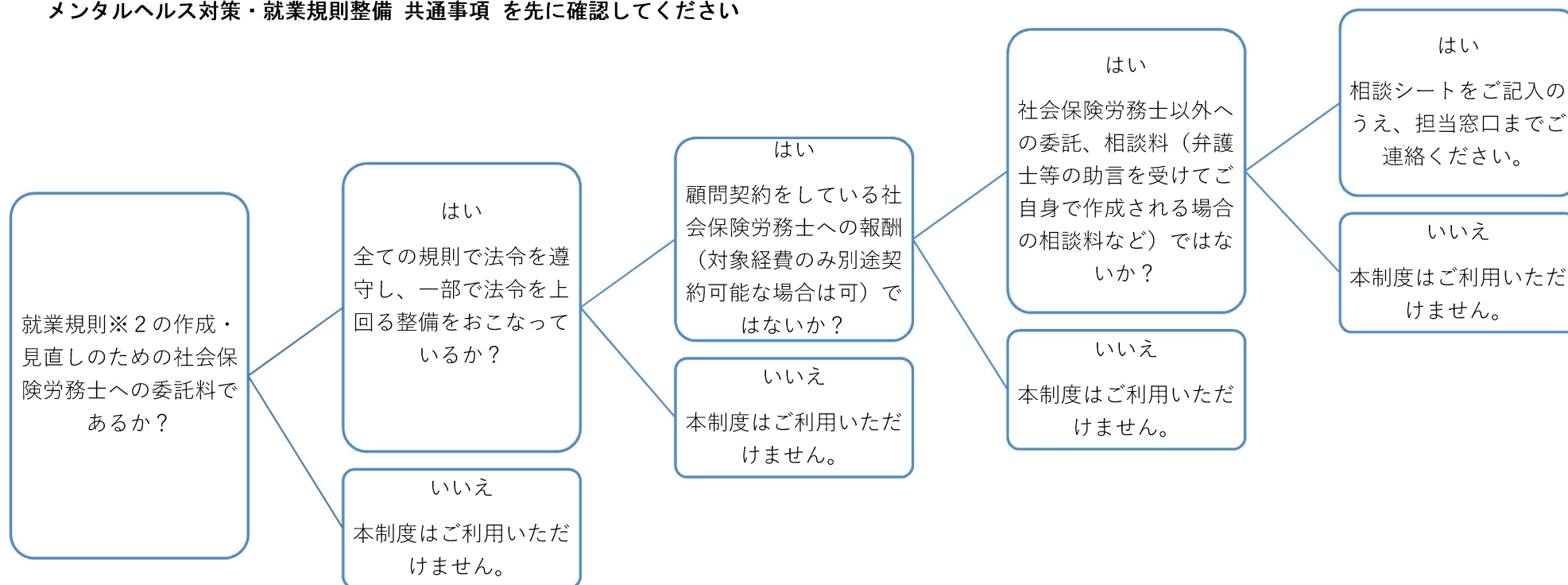
①メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策・就業規則整備 共通事項 を先に確認してください



②就業規則整備

メンタルヘルス対策・就業規則整備 共通事項 を先に確認してください



※2 就業規則の作成・見直しに付随する規定については補助対象とできるが、就業規則と関係のない社内規定などの改修は補助対象外とする。